

2021年6月11日(金曜日)

午後6時より7時35分

商店街事務所

出席者 稲川理事長

佐藤副理事長

劔物副理事長

木村専務理事

生嶋理事

山内一夫組合員（推進協会長）

高橋裕 組合員（推進協副会長）

坂元幸男組合員（推進協副会長）

議題 推進協との和解において示された第三者委員会の設置の件

司会 劔物副理事長

理事長 理事長挨拶

問題点としては、我々の解釈としては第三者委員会を作るのはこれはいいのだが、あと我々はこれから先に何かあった時に第三者委員会に委ねるという考えにあるが、過去のことをやりたいのか、山内さんの。

山内氏 この間の決まりでは今後どうやってやるかということでしょう。いきなりそういう問題に入るんでなくて結局どういうメンバーにしてどういう話、例えばさ、何かを始めるにしてもどういう風にするかということが大事だ。いきなり問題点に入っていくような、土俵もなくガラガラ動くのではなくてどういう問題、何のために弁護士を入れたり税理士っていうのかい、こういうものいれたりするのか、その前に一回どういう風にして、一ヶ月に2回やるとか3回やるとかしてそういうものを決めていかないでただいきなりカチャカチャやって意味ないんでないか、話し合っただけ、違ったかい。いきなりやるの。そういう風に解釈してる。

坂元氏 この人はどういう方なの。

劔物氏 私の知り合いの紹介で最初に第三者委員会ってどういうものなんだろうと相談したんです。その流れで、私がやってもいいですよとおっしゃってくれて、この趣旨を説明するのが難しいんで、だれにでもお願いできないというのがあったので、それで、この方に中心になっていただいてちょっと人選もできたら我々の知っている人に頼むのでは第三者というのが薄いので出来たら鹿角弁護士の方でやる内容も精査しながらそれに適した人をちょっと人選してもらえないかということまで、一応は打診しているんですけど、正直進んでいなかったことがあるんですよ。もう一人弁護士さんは来てくれるようなお話なんですけど、弁護士2名でもしできるんだったら余計な費用負担掛けないでもういいのかなとちょっと思ったり

はしているんですけど、無理に税理士だとか会計士の資格がある人を入れてもですね、今回の第三者委員会の趣旨でいえば、そういう人が本当に必要かどうかという問題もあるんですよ。あくまでも今回の裁判の和解条項の付帯事項に第三者委員会を設置しますよということがあるので、第三者委員会を作らなかったから和解が不成立になるとかお金を返すとかそういうことはないけども約束として守ってきちっとやった方がいいでしょ、ということをおアドバイスしていただいてそういうことをやっ払いこうということなんですけど、あくまでも和解の条項の文章通り諸問題を是正するためということが目的なので。

山内氏 いやあの、裁判の時に弁護士に組合の中にこういうことがあると教えてたんです。ところが裁判になるとあれもこれもいっぺんにできないわね、一本に絞ると。それじゃあ一番あれなのは我々が持ってたお金をどういう風に使うかということが一番先に問題になって、こっちの問題はちょっと置こうと。それで進めていったんです。その結果、たまたまコロナが来て高橋さんから組合員困ってる時にこんな我々が争ってるよりも金を先にばらまけないかという話が来たから弁護士に言ったら、それはできないと。するんだったらちゃんと手順を踏まなければいけないと、後でまたおかしくなったら困る、だったらどうすればいいんですかと言ったら、自分たちで問題を解決するのが一番でないかと、組合の問題はね、弁護士を入れたりなんなりするよりも、でいいんじゃないかという話が出たからいや、それで行こうと。そして相談して何回かやってるうちに第三者委員会っていうのかい、設立するって、なかを調査する事務事業の中身、我々が不信感を抱いているものをきちっとしないと今度組合がおかしくなるんでないかという話があったんですよ。それで話は、まあそこでじゃあお金を配賦しよう、でそういう風になってきたからも35日ぐらいかな、遅れたんですよ、決まってから。遅れるの何よ、て言われたんで、でも私にはわからない、はっきり言って組合の内部のこと、誰か、あれか、いやそれも分からない、人のことまでわかんないけど、絶えずそういう話で弁護士とかやりました。結果的にはみんなに配布しちゃおうと、それよりも不備があるんですよ、私のハンコ押してないんですよ。

劔物氏 何のことですか。

山内氏 あ、配布の時のハンコは押してないんですよ、というのは時間がない。今渡したらすぐやれというスタイルだったとしてもじゃないけどうちへもって帰ってみんなに相談できないんですよ。それで私はハンコをおさない。やっぱり持って帰ったら少なくとも丸一日かこれどこいじるとか、こうするとか、自分勝手にできないそういう風にしなければやめた。

坂元氏 中立性保つにはどうかな。それとき、やってる間にね、小樽の人ですか。住まいも小樽。

劔物氏 札幌です。

坂元氏 事務所は。

劔物氏 一応小樽で、事務所はあるんですけど住居は札幌西区なんです。

坂元氏 これね、どちらかの息のかかっているというのは、僕は反対ですよ、はっきり言って。だからどうすると言われれば、一番中立性を保てれるような人に頼んだ方がいいんじゃない。

劔物氏 ご意見としては聞いておきます。

高橋氏 中身を話ししていいですか。こういう問題がありますということ。

劔物氏 第三者委員会を作るにあたってどういうものなのかということで、法律的な相談した方なんですよね。

坂元氏 だけど、中身はあまり詳しく知らないでしょ。

劔物氏 まあ、これについて専門という人はいないと思うんですけど、今回の件についてちょっと特殊なんで。

坂元氏 私らが調べたところによるとね、こういう案件が札幌であったんですよ。第三者委員会を、税理士、会計士みんなそろえてやった例があるんですよ。だからそこに頼むのが一番いいんじゃないかな。ま、予算とかね、そういう、まあ受けてくれるかどうか問題だけど、一番中立だと思うんですその組織は。そしてね、どのくらいかかるかもちょっとわかんないし話してからですからね。そういうのもどうかな、こちらの提案としては。

劔物氏 なんていう組織ですか。

坂元氏 商工会

山内氏 商工会もあるし、札幌弁護士会と、全部把握して教えてくれます、この人がいいですあの人がいいですと。これは私はね、税理士が入れなきゃ話が、税理士でなく今、うちの税理士同格の人はダメですよ。これは、ちょっと、外部監査委員っていうの、監査委員っていうの、こういう方が入れなければダメです。この問題が最初起きた時に、うち今安田先生入ってるんでしょ、その時前の先生がね非常にどういう風になってるんだか知らないが帳簿がお粗末だと。その時に、安田先生は強く出ません。同僚だから。ちょっとやっぱり専門屋というのかな、事務事業の見直しとかそういう風な人がいるんですよ、税理士会に。そこに頼んだらどうだ。見積もり取らないと何とも言えないけど、いくらかかるかわからないけど、やっぱりこういうこの先、ここ10年間こんなことやってるようでやっぱり中をきれいに精査するにはやっぱり我々が言うよりもそういう人からこういうもんが上がりましたこういうものはいけません、これはちゃんとこういう風にしてくださいという風にね、アドバイスあれば、でも、私もここ10年間これにかかわってきて永倉さんは利益供与を受けてたんです、知らないで受けてたかもしれない。そうすると、安田先生からこれはダメだよと、利益供与を受けると早晩なるから止めなさい、と言ったら永倉さんはそのあと何かやったと思うんだけど、ほかの電気会社の名前使って領収書

切ってわかんないようにした。それはつながってたかどうかわかりませんが、でもそういうことがあったらやっぱり税理士さん同士の付き合いはあれできないから、だったら一ランク上の、ちゃんというんですよ、外部監査委員と、その方に事業の中を調べてくれとか、そういうのはできます。それはちゃんと税理士会で、稲川さんに行ったときに桶谷先生の時にそう言われましたよね。その時に弁護士会を通すとやるんらしいですよと、もありますよと。その代わりもう一つはね、違う方法もありますといったんです。だけど、それは私から言う言葉じゃないから一応黙ってたけど、組合もって帰ってやるのは稲川さんだと思ったから私は何も言わなかった。

劔物氏 理事長はですね、本当の意味で和解をしたいという思いがあるので今日こういう場を設けているんですが。本当を言うと、あの和解条項に推進協さんの意見を聞いて第三者委員会を作るとか、そういうことは一切記述がないんですよ。ですからこの場を設ける本当はですよ、そういう必要もないし、意見はお聞きするんですけど、それを100%納得した形でできるかどうかは約束はできないんですよ。ただ、理事長の思いとして本当の意味で和解をしたいということを尊重して皆さんの意見をお聞きして諸問題がもし教えていただけるならそういうことに明るい人を人選してそういうことも、だけど犯人探しとか過去の使途不明金の調査という意味ではないですから、あくまでも今後の組合が適切にちゃんと行われる仕組み作りをするための第三者委員会ととらえているので、理事会でそういう風に決定しましたので、それはあくまでそういう形でやってくの、一応諸問題はお聞きしますけども。

山内氏 ちょっと聞きたいんですけどね、そういう問題よりも土台作りの話だったんだけど、ちょっと横にずれてきているような感じするんだけど、じゃあね、いまだかつて組合が問題起きても弁護士が入って何をしてもかになしても予算付けも何にもしてないんですよ。これ違うなというのがあります、私たちから見ればね。だけどそういうものを公表しないで自分たちがお金使うのはいいのかという疑問も出てくる。

劔物氏 何の話ですか。

山内氏 いや、弁護士代を使ったり。

劔物氏 あさぶ商店街ですか。今までですか。

山内氏 今まででも、これから、いや過去があるから現在あるんでしょ。

坂元氏 これ言うとね、きりないんだわ。だからね、まずは第三者委員会を作ってください。

劔物氏 それで、本来でしたら、第三者委員会を作って調査報告を総会でしたかったんですけど、コロナもあったし、結局は調査ということにどれぐらいかかるか読めなかったんです。今回は無理だろうということでちょっと遅いと言われても仕方ないと思うんですけど進捗状況が芳しくない。

坂元氏 第三者委員会を作るのはね、もう5、6年前からね言われてるんですよ。それはね、田中さんがね、理事会で集まった時に作りなさいって言うてるんです。それは経費は組合持ちだ、それはね、どっかに書いてあるはず。そしてみんな賛成して作ろう作ろうと言ってるのに全然。

劔物氏 そういう問題が過去多々あったからということですね。それを今日だしていただくことはできないのですか。どういう問題があったのか。

坂元氏 これね、長くてだめだ。

劔物氏 ですからそのトピックだけでいいんですよ。箇条書きにしてそういうことがあったという、犯人探しかじゃないので、例えばこういうことが過去にあったよ、ということを書いてほしいんです。いや、ほんとに簡単に。だからいつとかそういう問題じゃなくてですよ、例えば今回の寄付金の管理があれだったとか一行で構いませんので、そういうことを教えていただければ。

山内氏 私推進協を作るときに、最初に、こういう問題が、まあ過去にダイエーからお金もらって話は聞いたけど、実際には全然わかりませんでした。入ってみて初めて分かった。

劔物氏 だからそういう寄付の存在すら組合員はわからなかった、ということですよ。

山内氏 組合員も分かんないけど、それを解決するには特別委員会でなかったの。第三者委員会を作ってくれて、それを受けてやるって言って文章は作らないよ、それも一切しないで特別委員会になってたの。だから私たちは何だよってなったの。

劔物氏 特別委員会って何ですか。

山内氏 それは、今まであったの。その中で解決すれば組合員誰も気づかないだろう、そこから上がったものをちゃんと理事会にかけたり総会にかけたり、いろいろやったらいいんじゃないの、という話から始まったんだけど、じゃ、北川さんはいったの知ってますか。あの人は素晴らしいんだ、ところがある程度出てたの。ところが一切組合員に報告してない。だけどそれだったらいびつなんですよ、じゃあ北川さんの調べたものに基づいてきちっと整理整頓されたかというとされてないんです。そのあとも起きてます。この間の裁判の250万というのを開示請求して9月25日に開示請求してから私の手元に来たのは11月16日ですからね。それ、本来は2週間で出さなければならぬ。開示法に基づけば。それが一切出ませんでした。そういう風にするといつの間にかむにやむにやと終わっちゃう。

劔物氏 組合員として開示請求をしても2週間というのが守られてないということですか。

山内氏 まだ二つもあります。開示請求しても返事こない。

劔物氏 同じような内容で

山内氏 いや、まったく内容は違います。組合の中の行事がこういうのがあるがどうなってるんですかということ。出してるけど返事来ない。28年度と20、、その時だったかな、それでそのあとに監事会開いてますからね、さっきの田中さんから言わ

れたの、それでもしない。だからだんだん不信感起きちゃう。それだったら裁判の時に、私ね、ほんとに裁判で白黒つけた方がいいと思います。もう裁判というのは色が付けるもんですからね、悪い良いですから、それじゃね、組合持たないかもしれない。それだったらそこで第三者委員会で調べて今後の事とか過去に悪いことがあったらその時に詫びを入れたり、組合の金も消えてます。だったら払ってくれるかと思ったらそうでもない、そんなこともありますからそういうことでさっき言ったように弁護士さんでもいいし税理士さんね、外部監査に出してこういうことでしたよと、それからもう一つはね、組合に裁判やってるの知ってますか、あの事務員の横領、知らないですか。それがどういう風に終わったんだかわかんない、我々には。そこに43万円という金払ってて、それがどういう風に目澤弁護士は決着つけたか全くわかんない。私たちの推進協議会から34万5千円払ってます。そしてそのあとから推進協議会西田という人の持っていきました、使ったんですよ。私は弁護士に300、私の気持ちでは3百5、60万足りないんだ。だったら帳簿と領収書出してくれ、それっきり話来なくなった。そうすると、・・・弁護士は弁護士、行くところ違うもん。だから私たちもこういう風にいきましょう、私はさっきの和解の中の条文見て組合と話し合いをしたいと。

劔物氏 推進協からお金払われてたというのは、どうお金の流れなんですか。

山内氏 あ、ダイエーさんからもらって4000万もらってる。

劔物氏 それは推進協さんの方で管理してたんですね。

山内氏 永倉さんから、推進協の原資と言われた。そうすると、運営ですよ。

劔物氏 それがですから今聞きたいのは、お金の流れは誰が動かしたのか、ということです。

山内氏 いや、そんなことはね、まあいいから。

劔物氏 ですからシステムの問題で、今はもう推進協さんの金を麻生商店街が動かすことは不可能ですから、問題点を聞いているんです。

山内氏 そこで、今言ったようにお金は、じゃあ私らそういうね。

劔物氏 当時の、商店街の

坂元氏 それはね、西田氏が使ったんだ。

劔物氏 西田さんが、要は引き出すことが可能だったということですね。

坂元氏 全部ハンも通帳も持ってたから。

劔物氏 今は当然無理ですよ。

山内氏 いやいやいや、そうでないよ。今度組合がよこせ、よこせとはじまったから。

坂元氏 そのお金は西田さんから1千何百万もらって、片側は押さえといて、であとからこうなってみんなに撒いたって。それがね、推進協に残ってたお金のあれです。

山内氏 これ、すぐね、もらってからね、税務署に届けました。時効です。だからそうして組合からお金貸してくれって言って300万貸してくれって言ってあと、じゃあ

貸しました、借用書つけて今度。前回借用書なかった。じゃ今度借用書つけて貸して、2、3日遅れて木村さんとこ行って返してもらいました。そういうふうにしてお金はちゃんと管理はしてました、ありゃあもう、大変なこと始まるからと。同じ事来るの嫌だと。ところが今度組合に西田さんから来た同じくらいの金額があった、そしてそれを一緒に上乘せして今後どういう風にするか、みんなで検討したらいいんでない、という話したけど、組合がもらったからもう組合のものだとかこういう話になると今度そこで火花が出る。それは今この和解終わったけどさっき言った女性が横領があるんです。これはもう、どういう風に片付けたかわかりません。

坂元氏 だからさ、今までのそういう案件が全部わからないんですよ。それを今回は精査してもらって報告してもらった方がいいんじゃないの。これからの商店街がやっていくためには今までこういうことがあったんだから駄目だよということがはっきりわかるんです。これからの組合も作りやすいんじゃないですか。

劔物氏 そういうことが起きない仕組みを作ることが目的なので、どちらにしても

坂元氏 そういうシステムを作ってほしいし、だから今までのもやもやしたものをなくさないとだめだと思うの。いつまでも付きまとして。

劔物氏 はっきり言って、前回の裁判と全く関係ないのと、ものによっては時効のあれになっちゃってるので。

坂元氏 それはね、弁護士さんとの話ですよ。だから中精査してもらって、こっちにね、この案件は無理ですよ、これはどうしようもないですよと詰めてもらってさ、みんなと和解すればいいんじゃない。

劔物氏 ですからそういう面でも弁護士さんを入れようということになってるんで。

山内氏 弁護士さんもそうだけど、欲しいのは外部監査の人入って。

坂元氏 それはね、弁護士と話して必要であつたら入れればいい。

劔物氏 問題が何かわからなかったの、できなかった。

坂元氏 弁護士さんもね、いちいち全部説明してやらないとね、とてもじゃないけどこんな案件はどうもね。

劔物氏 はっきりいって事件でもないのに第三者委員会を作って私たち何すればいいんですかっていうことが、正直なところ普通の弁護士さんおっしゃるんです。不祥事が実際にあった場合、今回の裁判の和解ではそれではないんです。

山内氏 私たちから情報開示請求して答えが返ってこないで。

劔物氏 それは組合員としてですよ。

山内氏 いや、

劔物氏 推進協さんと麻生商店街の問題の裁判に関係ないことになっちゃうんですよ。ですから第三者委員会は当然組合の諸問題を是正するためと明らかにありますんで、そのため作るんですけど、組合員としてのご意見はもちろん聞きますけどそれはあの裁判の案件には関係ないということに、弁護士とか専門家からするとそんな

ってしまうんですよ。あくまでも、1千何百万のお金の話

山内氏 したら、あのね、私たちがね、いや組合の問題だからって、例えばどっか行って相談して、最近ややこしくなったんだ。

剣物氏 それはどうしてもだったら個人的にそういう義務をされるしかないですね。

山内氏 あれね、うちらはね、社団法人に替えたんです、推進協から。裁判にやっぱり弱いんです、任意団体は。替えて、やってくれて私たちの方から先生にお願いしたんです。そしてああいう結果になった。その前の調停の時は推進協は任意団体でやってたんです。任意団体でやってたけど、組合に一回も来ない。調停委員がもうこれできませんね、3回ぐらいの時に言われたかな。4回目になったらだめだ、じゃ先生に社団法人に替えてよ、それで一気にやっちゃった。中身はね、推進協と社団法人はおんなじなんですよ。裁判上そういう風にやっただけであって。ちゃんと答えが返ってくれば何にもあんなことにならなかったんです。で、裁判私たちは今コロナだからこうやったけど、あの組合から引く金をどう使うか、地域のために使うのにどうやったらいいか、やっぱり考えてますよ。コロナが来たから高橋さんのアドバイスにして弁護士も今がチャンスだ、あんなのしたくないんですよ、こんなコチャコチャしたことは。したくないと思いますよ、私が弁護士だったら。

坂元氏 まあ第三者委員会を作ることの話を決めましょうや。

剣物氏 問題点を他にないですか。

坂元氏 問題はね、問題点はいっぱいあるのは弁護士さんが決まったらその人と話をして詰めていった方がいいですよ。

剣物氏 一応あるんなら教えておいていただきたい。第三者委員会設立委員長さんとの話し合いの場を設けるとかそういうことは私は特には考えてないので。第三者委員会と推進協さんと話し合いの委員会を持つとか、そういうことは別に何も決まっていなくて第三者委員会を作っている程度の回数やってもらうとは思ってますけど、そこに対して意見だとかそういうことは我々もそういう権利はないと思ってますんで。あくまでも第三者委員会、現状の商店街の問題を調査していただいてそういう仕組みづくりのアドバイスをいただくという風に考えてますんで。

坂元氏 まあ、それはそっちの考えで、こっちは話進めて行ってどうなるかはまだちょっとわかんないから、案件が多すぎて。

山内氏 大体ね、こういう大きな問題でですね、組合員が知らないというのがおかしい。

剣物氏 さっき言ってるのはやっぱり開示請求しても答えが出ない、何か問題があっても報告がないってことですね、総会なりで。

山内氏 いやあ総会もね、普通の総会じゃないもんね、懇親会でしゃべる、そんなの無駄だよ。そんなとこで答え出ない。平成24年に永倉さんと木村さん入院してたんです。その時稲川さんは理事長代行で総会開いたの。質問しないでくれって、我々の権利がなくなっちゃったの。絶えず調べちゃうと、

劔物氏 その時は中身分からしないでややこしいこと聞かないでくれよということじゃないですか。

山内氏 それもあったし、じゃあ懇親会出てきてじゃあ懇親会の内容がしゃべっても、こっちに戻ってこない。

劔物氏 たまたまその時そうだったので、いつもそうではなかったわけではない。

山内氏 いっつもだよ。はっきり言って。だからね、ここまでねじれた。

劔物氏 それは、前こんなことあったっていうよりは総会できちっと組合の諸問題あった場合に報告してくれってことでいいすか。

理事長 あの時は、俺入って間もなくだったから、俺の知らないことをしゃべるわけにいかないから今回。

山内氏 いや、木村さん退院できたんだよあの時。俺ね、情報は取ってあるんだ。それがコチャコチャなるから、今だから言うけど。せやけどね、その前も。

坂元氏 山内さんそれ話してもきりないからただ時間とるだけだから。

劔物氏 問題点があれば教えていただきたいということなんですよ。

理事長 山内さんもさ、俺たち黙って聞いてるとき、あってるようなあってないよな話してるんだよな。というのはさ、牛島の一件に調達した40なん万というのは

山内氏 いや、40何万出してる、裁判費用。

理事長 あれば裁判費用というのは千葉の事だと思うよ。

山内氏 千葉じゃなくさ、千葉の場合は。

坂元氏 それも話したら切りない。第三者委員会をどのようにして作るかということ。

理事長 第三者委員会を作るのはいいいんだ、だけど、問題がないのに作るのはい意味ないんだよな。相手側からこれがおかしいよとそういうものを作らないと。

坂元氏 だからここで言ってもきりがないって。そういうものを作るというのが決まった。、したら弁護士は誰にするか、だから、こっちとしては商工会なりそっちの方から選んでもらった方がより中立性ができるんじゃないかと思う。まずは弁護士決めてそれからその他何が必要なのか、会計士なのか税理士なのか、それは詰めていってもらおう。そういう形取ったらどうですか。今回弁護士さんも色々教えてもらったんでしょうけどもどういふあれで言ってるのかわかんないから、そっちの商工会なり書類なりだしてもらった方がね、まあ書類の方はね、いろいろやってるから、こういうことを、手っ取り早い、仕事がスムーズ、どうでしょうそっちの方。

劔物氏 ここで答えは別にあれなんですけど、第三者委員会の人選について推進協さんの承認があるとかのことは一切ありませんので。

山内氏 そんなこと言ったらあの裁判が和解の。

高橋氏 それ言ったらだめだわ。和解なんだからさ、裁判上の和解はおったわね、でホントの意味のこれからのね商店街でさ、一緒になってやるわけでしょ、我々の持つてるお金をさ、個人的には私、組合に返すべきだと思うの、で、キチンと和解しなきゃ

さ、返さないよってなりますよ、俺たちつかうようになってっちゃうよって。お前らの意見は聞かないよ、でやりますよ、ってそれ思っても言っちゃだめですよ、司会なんだから議長なんだから、と思うのね、ちょっと引っ掛かり感じます。

劔物氏 ちょっと言い方があれだったんですけど、法的な束縛がないということではあるんですよ、本来であれば。

坂元氏 それはね、これから先に進んでってもらってそういう案件があるかもしれない、全くないかもしれない、それはね、初めから何もないですとは今言うべきではない。そのために第三者を立てるんですから、と思いますよ。

高橋氏 問題点の共有あるわけでしょ、ないと弁護士さん困ると思うんだけど、それはどういう風にするの。こういう問題があると、相手はそう思わないと。で、弁護士さんどうやって判断するの。困ると思うんだよね。

劔物氏 こういう話は当然なんですけど、過去の諸問題は当然お話ししたうえですることが今後できないとか一部の人間の意志だけで物が決まらないようなシステムを作らなければダメなんじゃないかなと思ってる。きちっと理事会の承認がないと。

高橋氏 そんなのね、失礼な言い方するけど子どもでもわかるよって。いや、子どもでもわかるようなことがなされてなかったんだよ。

高橋氏 私こう思うのね、やっぱり今回の和解の裁判上の和解の中身ね、みたらはっきり言って組合のさ、全面的なね、言葉きついけどね、敗訴じゃないの。裁判上ほとんど皆さん方の意見を取り入れなかったんじゃないの。だから前にも言ったと思うんだけど、やっぱり組合できちんと総括してほしいの。どこが問題だったのかさ、問題点いっぱいあるでしょって。そういうことをちょっと出していただきたい。それについてある程度意見戦わせればある程度方向性が出てくるの、その中で弁護士含めて方向性出してくれれば、と思うのね。例えばだよ、非公式な場なんだけども前回専務理事がこんな発言したんだよね、我々は法律にのっとってやっています。専務理事はこういう発言したんだよね、正確にちょっと言えないかもしれないけど、法律をいつも意識しているわけじゃない、そういうような発言されたんだよね。びっくりした。どう思いました。

劔物氏 本意とはちょっと違うと思うんですが。

高橋氏 今までの組合との対立の中で私はなるほどと思ったの。法律を考えないで無視とまではいわないまでも法律で決まっていることをやらない。あらゆる場で法の支配というのが意識されて法の支配でもって私ら行動しなければならないと思うの。法律を守るほかに約束事を守る、例えば車を運転してたら当然相手の人も道路交通法を守って、信頼の中で行動してるわけでしょ。お金を貸したら返してくれるというね、私たちのこういう商取引があるわけだよ。で、実際は、組合と皆さん方と信頼する中で、二回ほどね、300万と34万5千円の金銭消費貸借契約がありま

す。で、300万は返したんだよね。34万5千円については返済されてない。これについて専務理事はね、私の聞き違いでなければ、返す必要がないという発言があった。正式には我々は今回の和解で放棄したんだけどさ、世間一般の常識からすれば借りたものは返すのが当たり前じゃないのって。どうも、言葉尻とらえて悪いんだけどさ、法律というものをあんまり考えてないとか言って。せっかく話し合いしても例えば総会の時もそうですよ、議長が私が許可した人だけ発言してそういう風にはっきり言ってんですよ、議長が発言許可してない人が出てきてガンガンやるわけですよ。私は許可もらって発言するけど、その人ここにいないけどね、いろいろ話聞くと組合の中でそういうこと変な言い方だけど、期待しているとかさ、それはないでしょって、こっちはルールにのっとってきちんと発言してると思ってるのに全然関係ない人がガンガン、しかもさ、議長の前にいるんだよ、横か、理事の席じゃなくてさ、何この会議って。

劔物氏 その人は組合員だったんですか。

高橋氏 某理事だよ。誰かとは言わないけどね。どう考えてもおかしいでしょって。でそれが多数決で通っちゃうのね。そういうことがあるわけだ。

山内氏 それは組合の負の遺産ですよ、私はそう思ってますね。

高橋氏 だからさ、きちんとね、組合の方で総括していただければ、私そう思うの。

劔物氏 法律はもちろんですけど、組合には定款もあって、ルールがあるわけだから、

山内氏 定款で応じれなかったらね、商店法ある、それできちっとやればいい。罰則は定款にありませんから、商店法っていうね、法律の中に罰則はありますから。利益供与を受けたり、利益相反したらダメだって書いてある。

高橋氏 あとはさ、これだけのことがあったにもかかわらずさ、最高議決機関の総会がね一言も発表がないわけね。個人名とかは言う必要がないけどさ。

劔物氏 その時のですね、問題があった時のですね。

高橋氏 どう考えても組織としておかしいんじゃないの。きちんとしてなきゃあねいくら話し合いしてね、第三者委員会作って弁護士さんがこうやりましたよって言ってもね、実行するのは理事会の議決なわけでしょ、皆さん方なのよ。

佐藤氏 第三者委員会の設置に向けて理事会でも一回話したんですよね。それで、和解の時の文案にのっとって今、劔物さんが言われているようにこの組合でいろんなことがあったことを踏まえて改善するそういうような方向性に向けて第三者委員会を設置するというので、それでいいんですね、という話を理事会の方ではしたんですよね、それで劔物さんが言われているように弁護士さんに頼むとか、税理士さんに頼むとかする時には高橋さんおっしゃってる通りで何が問題だと思ってるかそれから皆さんがこういうことをおっしゃってるということを踏まえてどういう風にとらえているかということ踏まえてお願いしないと弁護士とかにですね、話せないただ出してくれって高橋さん言われているように、それで今日は理事長が

劔物さんに言われたみたいにほんとに和解をしていきたいと、みんなの気持ちでいるんですから、それで劔物さんが、今問題と思われていることをまずちょっと聞いて、それでまた理事会でも共有して次に進みたいと思ってるんですよね。なので、高橋さんや山内さんや坂元さんがおっしゃって下さったいくつかの事は今一番根本にあることだと思っているので、二度と同じことを繰り返さないためにどうするかということ私たちはそうしたいと思っているんですね。

山内氏 もう一つはね、事業決算がない。例えば予算が 300 万でしたよ、私たちが貸した時に 300 万、組合が 50 万もって、350 万で始まって事業終わってみて 480 万で数字出てこれどういうことだと、おかしいんじゃない、そういうことを聞きたくても聞けない。これもおかしい。事業決算の例えばいまのあのりあん、

坂元氏 今それ言っても駄目。

劔物氏 事業決算でイベントごとに予算書がないとおかしいだろということ、それを開示したほうがいいということですね。

坂元氏 領収書もあるのかい、あれ。予算合ってさ、指示した明細もあるわけでしょ。

劔物氏 そんなことができるような、今の時代ちょっとね、ありえない話ですので、そういうことはもちろんですけど。

坂元氏 だからね、いっぱいあるから、それはやっぱり弁護士さんとこの話でね、どういう具合に持ってけばいいですかと。

劔物氏 そういうことできないようにその仕組みをどうしたらいいかということ相談させていただこうと思ってます。

坂元氏 いや、仕組みはね、これからみんなで集まって作ればいいんだらうけども、今までの事が無茶苦茶してる。それをね、弁護士さんと一緒にこれはあんたらあきらめなさいよと言ったら諦めますよ。

劔物氏 ただ犯人探しではないということはお断りしておきます。

山内氏 犯人探しというより事業やった人に聞いてみなけりゃ。

坂元氏 それは弁護士さんの考え

劔物氏 そういう問題があったかもしれないというのがあれば、そういうことできない仕組みを作るということを目的としているので、もしかしたら時効かもしれないし。

坂元氏 これからの役に立つんじゃなくて責任を負わせれるよというのが出てきたらどうすんの。

劔物氏 時効も成立してないし、ということですか。それは今回の裁判に関係のないことなので、それは別にもしも問題があれば別なことで起こさなければ無理です。

坂元氏 だからこの第三者委員会では追及できないということだ。

劔物氏 それを追求するためのものではないと我々は認識しています。

坂元氏 それはね、意見の相違あってこの話しても結論出ないから今話はやめよう。いろん

な案件があるしだれだれでのどういう金額というのものもあるし、それならやっぱり弁護士さんとこれはどうですか、ダメですよと言われたらあきらめる、そう具合に一回ね、弁護士さんを決めて一回話させてくれませんか。

理事長 弁護士呼ぶよかさ、おかしい案件があったらまず出してもらってそれ調べなければなんないから。

山内氏 出して却下したら終わりだもん。

坂元氏 それやっても終わらないから、また元通りになっちゃうから。だから第三者委員会をね。

理事長 これ山内さんから言われたやつなんだよね、これ。ちゃんと預金通帳から全部あるから、さも俺らがとったりしたようなこと言ってるけどさ、ちゃんと入ってるんだわ。

理事長 さも我々がとったというようなこと言ってるけどもこっちの名前が出てるんだから。

山内氏 だってあれでしょ、木村さんはね、永倉の事業でしょ。理事長、組合員の前では理事長は稲川さんなんですよ、この通帳は永倉さんなんです。そしたら理事長が二人もいるのかということになるんだ。それを釈明しないと理解できない、だから1月の。

木村専務 変な書類にはなっていないっしょ、なんで二人がいるっていうようなことになったの。

山内氏 稲川さんが理事長になったのは25年の、あれはね、高橋さんの質問に全く答えてなかったんです。そうでしょ、理事会の中で。組合員が完全にものを言えるというのはやっぱり総会ですよ。そしてそのそばで協議したんです。小林さんが机たたいて、佐藤さんかな司会やってたの、強烈に覚える。その時にクリニックの先生から少し料金やすくしてくれないかと話出たけど、これは拉致あかないな、と言ってた。こういう議事やってる時二人も理事長いるのおかしいんじゃないの。北陸銀行の金の通帳は理事長ですよ稲川さんでしょ。目澤弁護士から振り込んできた金。そういう風に入ったモノクルっと回ってくるから、ああ理事長二人いるんだと思っちゃう。本来辞めたはずの人間が翌の3月31日かな、止めてから何カ月もたってさ、この申請のためにやったのかなと、わかればいいんだけど、当時分かってないしさ。だから開示請求しても出なかった。そういう風に半年も遅れてくると。

理事長 この申請は永倉さんが作ったんだよね、空き店舗事業はね、それで永倉さんが辞めたもんでその当時はやったものとお金もらう人が二人いるんだよね。

山内氏 1月の15日、26年の。だからそういう風になってくるとおかしいんじゃないと金どこに行ったんだろうという風になるさ。ずっと思ってたけどさ、ただ争いごとやってる時にそんなもん出す筋合いないからさ、俺黙ってたの。

理事長 ひとつずつ解決していかないとさ、いつまでたっても。

山内氏 それはそうだ、だから開示請求した時に出せばいいんですよ。今回ね、俺たちが10項目の質問状出しているんですよ。あれ答えかえってない。組合員が疑問に思ったことは出してください、というの。そしたらああ、こんななってるか、そう思うっしょ。風通し悪いんだっての、壁をなぜ作るんだ。

理事長 この和解文書をどういう具合に理解しているのか。

山内氏 私が弁護士に行ったのは、こういう問題があって絶えずこんなものしてやってた、弁護士はこんな組合のごたごたに入りたくない、私はそう思いました。今こういうのはチャンス、これ800、これ組合の負債ですから、我々に借金を押し付けた。だからこういうものを押し付けて放棄したほうがいいと。それから1千何百万であるよね、それも目澤弁護士から振り込んだ金、それは本来推進協であれば一回は入れて話しましょっていうだったけどしてないんですよ。組合がもらったんだから組合のものだといったら角が立つ。

理事長 あの時ももらったときに山内さんは理事やってた。そして防犯カメラつけようと思ったときに、それはいいことと。

坂元氏 そういう話したって駄目だって。みんな言いたいことは山ほどある。

木村専務社団法人作る前にね、預かった時にね、組合のお金だって認めてたっていうのが前提に我々はあるんだよね。

坂元氏 それは感覚の違いで

木村専務それが前提にあるから、もうそれは聞いているんだ、皆さん。

坂元氏 そういうことはね、書類もってお互いちゃんとやらないとだめなんだ。

木村専務こういう風になっちゃったんだけど、それを今度皆さんで前に進めてスッキリ和解できるように、我々も願ってるし、皆さんも願ってるんだったら少しでもそれに近づけるように話をもっていかないと。

坂元氏 だから弁護士を立ててできる案件できない案件、それができないっていうならあきらめよう。

木村専務過去のどこまで出して見せるかというのはこれまでだったらできないからね。

坂元氏 それは弁護士なり会計士のやることで。

木村専務そうすると時間だとかお金だとか、うちらもなんでもお金かけてもいいっていうんだったら。何でもかんでも調べて。

坂元氏 誰を頼むか、いくらかかるか、それはこれからの話。いまそういうこと言っても駄目、話進めよう。どこまで行ったって平行線なんだからそういう話止めようって。

山内氏 ……そういうわけで組合員委報告するの当たり前でしょう。一回も出てこないでね、偉そうなこと言うなってるの。

理事長 出てこない出てこないって何回もいってるでしょう。私は出る意思があった。あんたと会ったときに何回も言ってるでしょ。

山内氏 いや、言ったからって通じるもんじゃなくて、なぜ理事長という権限を持ってるん

だったらやらないんだっていうのさ。

理事長 だから出るといったけど目澤先生が出なくてもいいといった。そんなこと言ったらあんたと話なんかできないよ。

山内氏 イヤイヤ弁護士にね、うちの弁護士だったら、俺社会見学のために行きたいわ、物事どうやってやるか、これから俺の人生少なくとも見たい、良く見て聞いてれ、といたらやっぱり私に質問したら喋ればいいんだから、裁判官はね、相手が弁護士が誘導的にかけてきたら乗るなって。あ、こういうものだって。そういうテクニクの中で、そういう話を聞くにはそれ見て、目澤弁護士と8回やったけど、一回も出てこないよ、組合から誰も。だからどうしてこういう風になってるのかな、組合に報告はしてない何にもしない、で俺は名誉棄損で訴えられましたからね、あの目澤弁護士に。だから弁護士に言ったの。憲法で、表現の自由はあるんでないですかといった。お前なんで知ってんのよ、と。それで終わった。新聞だしたらダメ、あれをやったらダメ、自由がなくなる。だけどそれも今考えると話し合いが全くなかった。頭からガンとやるからそうなるんでない。

高橋氏 弁護士さんをお願いするかどうかはうまく、一番いいのはお互いに意見が合うのはいいんだけどさ。

劔物氏 もしかですね、もう1名なのか、さっきおっしゃってたところに聞いてみるっていうのはまずしてみたいとは思いますが、札幌弁護士会、商工会、税理士会、外部監査人、経験者といっていましたか、一応は聞いてみますけど、予算の問題もありますし、諸問題がないかという問題もありますけど、さっきの問題も諸問題に含まれるのであれば、もちろん調査はするんですけど、犯人を捜したりそれで裁判を起こしたりするそのための第三者委員会ではありませんので、今回の和解条項とは無関係にはなってしまいます、案件的に。ですから第三者委員会を作って、諸問題を是正するための仕組み作りをまずやって報告するところをやれば今回の裁判の和解条項のやることなんです。そのあとのことは組合として今後何かあればそれはアクションを起こしてもらってそれに対してお答えするということができない。そうしないとずーとこれが和解したのに和解じゃないみたいな。

坂元氏 アクション起こしてやったらまた。

劔物氏 ですから諸問題があればということになります。それができない仕組みづくりをするのが僕たちの第一の役割だと思っておりますので、一部の人間がお金を使ったり動かしたり、それを報告しなくて済んだりそういうことができないようにしなければいけない。

山内氏 中身ちょっと気になる。自分の組合が事業をやってて敷金とかいう名前が、決算書に、俺ねそういうのはおかしいんじゃないかと思う。そういうことがね、やっぱり載ってる。

劔物氏 何の敷金ですか。

山内氏 亜麻人、藤麻人というのかい現在のりあんの。ああいうところに、例えば事業します、あまり見たことないからさ。

劔物氏 なんでその存在を分かってるんですか。

山内氏 いや、あれで見る。

木村専務今の現状貸してるころか。

山内氏 永倉さんのところにね、永倉さんのとこやった時に、原状復帰というのがあるんですよ。

坂元氏 それも結論出ない話止めて。

劔物氏 諸問題に含まれることであればきちっと調査はすると思うんですけど、あくまでも今回の裁判に関しては、そういう話なんで、ですからそういうことで進めていきたいと思います。

山内氏 情報開示しないと、一番大きな問題

劔物氏 そういう風通し悪いと言ってるので風通しを良くしなかったらそれはもう5年や10年かかるかもしれない。

劔物氏 生嶋さん何か言いかけたんですけど。

生嶋氏 お話を聞いてて、前の組合ですか、横領したんですか、要はね。

高橋氏 横領したとは言っていない。

生嶋氏 結局横領でしょ、お金を使い込んだということは横領でしょ、業務上横領じゃないですか。

高橋氏 総会のあれではね、お金を管理を預かったと書いてあるよ。どう考えても横領だよ。とんでもない話だ。

生嶋氏 であれば所轄に訴えればいい。

高橋氏 そう思う。女事務員の事でしょ、自分たちでね、弁護士、相手に対して調べたの、権限ないんだもの。告訴すればよかったの。そうすればだいぶ変わったよ。俺が思うの。

生嶋氏 これからももしそういうことがあったら即警察沙汰にすればいいんじゃない、一番すんなり、第三者委員会より警察に言って逮捕さしてね、横領したものを返してもらおうとか。

坂元氏 それが当然だったのに、なぜそれができなかったのか、それが問題ですよ。

木村専務隠したお金が無くなったから問題だったのさ。当時は、税金払ってないお金を、それはむずかしい。

高橋氏 いや横領は横領だよ。

山内氏 はっきり言ってね、事業決算が一切ない。もうひどい、これははっきりわかる。

劔物氏 そういうことは50周年もありますからきちっとね。

坂元氏 話が長くなるから、今日は第三者委員会をどうやって作るかということと弁護士をだれにするかということ

どうでしょう、市商連とかあっちの方にもあたってみては。山内さんの方でもあたってみる。

劔物氏 いや、それは別に推進協さんの方で当たっていただかなくて大丈夫です。

山内氏 あ、一番ねこういう問題があったから何とかするって言った場合私は弁護士会とかそういうところに行った方がちゃんと紹介してくれる。だから桶谷先生がそう言ってくれたんです、稲川さんに行ったときに。そしてその問いに税理士会もありますよとそう言ってくれた、だけど私の口はさむとこじゃないから黙って聞いてたけど、その他もありますと言ってた。もう1000万と言ったからちょっとびっくりしたけどね。全部調べるとなったらさ、何人か連れてきてババッと調べたらそのぐらいかかりますよ。

生嶋氏 そこまでやる価値はないんじゃないか。

劔物氏、今聞いているような問題だとそんなにね、法律家とか税理士とかほんとに必要かという、専門家にも何もすることないと言われかねない。

山内氏 一から小さくね入って大きくなるんだったら嫌だろうけど、大きくして小さくなることは

劔物氏 ですから鹿角弁護士でも相談するような形でだいぶアドバイスしてもらってるんで、ちょっとさっきの当たってみますけども。

山内氏 私言ったのは、その弁護士は公認会計士も持ってたの。だから連れてくるときに弁護士だけじゃなくてスタッフもつれてくるっていう感じは言ってました。だけど私の応える立場じゃないから黙って聞いてました。

坂元氏 だけど弁護士がそういう人を人選するかは決まらなないと進まないということで、想像だけの話をしているかもしれない、まずはそうやって弁護士を決めましょうや。

劔物氏 弁護士というか、第三者委員会のメンバーですね。2名ないし3名ということで考えてはいますが、それはよろしいですね。

理事長 弁護士頼む頼むって言ってさ、代金てものが絶対いるんだからね、あんまりいるようだったらそれこそ総会に言ってさ、賦課金倍にしてさ。

劔物氏 それはたぶん本意じゃないはずですから組合のお金を適切に使ってほしいということが根底にあるとおっしゃってたんで。

高橋氏 裁判上の和解では第三者委員会を作ると書いてありますね、私だったらね、私が理事会の代表だったら裁判ではこういってるんだけどね、第三者委員会に代わるものを作りますと問題点はこうでこうで、これについて一緒に解決しましょうと。内部でやればいいじゃない、一銭もお金かかんないよ、内部でできるような問題でないの、何百万も金かけてさ、こんな金かけるんならさ、子ども食堂とかさ、いっぱいあるじゃないのそういうところに金かけれと私思うの。皆さん方がきちんと原案作って提示してよって。こんな問題あってこれまずかったんだって。こんなお金の使い方まずかったとかね、皆さん方の問題だと思っただけさ。だとすれば大

体出そろってんだもの。

劔物氏 極端な話としては高橋さんの意見としては、第三者委員会というような正式なものを作らなくても諸問題を内部で解決できるのであればいいんじゃないかということですね。

高橋氏 私は個人的な考え持ってるの。

劔物氏 そういう意見もあるということですね。

高橋氏 それをやるには大変ですよ、皆さん方。自己批判をしなけりゃならないからさ。

理事長 高橋さんの意見は我々も賛成なんだね、だから裁判終わった時に過去の事は水に流してこれから先に進んでいくような我々はつもりでいるわけさ。それを言うのが 12, 13 項目だと思うんだよな。

高橋氏 いや、水に流せないものもあるわね、あるいはこうでしたと、こうしますとわかりましたと、そういうのがあれば、個人的な考えでいうと問題を起こした人に対して役員報酬を返上した人もいるわけね。返上してない人もいるの。返上してない人に関しては返せとは言わないが何とか協力していただいてお金だけじゃないですか。なんかかんかきちんと作って。

理事長 それはね、私も考えてるの、だから今日話しする前にまさか返上って言ったらあれだから、今日話ししてどうなのかなとみてから本来の理事会で考えようと思っていた。

高橋氏 元理事長ね、八百屋ね、例えば、100万200万これについて協力してよって言ってもかまわないんじゃないの。時効はあっても。収入ないわけね、ちゃんと作ってお金集めてるんだよね。やってけないんだもの、そういうことやって構わない、弁護士に何百万払ったの。そう考えたら前の理事長から100万ぐらい返してとかさ、言ったっていいっしょ。そうすればしょうないかな、水に流すと思うんだよね。

木村専務 皆さんね、一緒ならそれでいいでしょうけど皆さん違うわけでしょ。

劔物氏 ただ、今回の麻生商店街と推進協の和解ということで言えば第三者委員会を設置して諸問題を追求するための調査をして報告するというところまでやらなければ終わらないんですよ。この和解に関しては、ですからその内部のはこれからずっと必要であればしなきゃいけない話で。

山内氏 そこは今言ったようなので裁判の中に入れてたんだよ。私たちの方が。これ聞きたいものやったらね、白黒じゃほとんど成り立たなくなるかもしれない、そしたらそれまずいんじゃないっていう、なけりゃあここにぽっと。

佐藤氏 やろうということで、理事会でも話してますんで。

坂元氏 この弁護士さんも候補として、その商工会なり弁護士会なり税理士会なり、そういうあっせんのできる者か、できないものか、山内さんに報告もらったら私らにもその報告がすぐ流れてきますんで、そこでまたちょっと話してどうしましょということで、ちょっと話あれしませんか。そしてなるべく早めに出口を決めて段取りを

決めて進めていきましょうや。その中でこれからの方針が決まってくると思うんでその都度連絡取り合いながらやってったらいいんじゃないですか。方向性としてはいい。密に話しとおしてくればコピーとかなんかで流れたりしますんで時間的に合わないときにはコピーくれたりなんなりしますんで、連絡は密にとりま  
すんで。

劔物氏 ご相談しながら、ということですか。

理事長 あくまで和解じゃないけど話し合っって、折れるところは折れる、そういうような形で行かないとまとまらないと思う。山内さんとはもう10年ぐらいつきあいしてるけども自分でこぶしあげたやつは降ろさないというひとだから。

坂元氏 山内さんとしゃべっても僕らストップ掛けたりそれはダメですよと、良く話してますから。

\*管理棟使用状況などについての話題につき、省略

[山内氏 木村さんは、あそこの場所で商売したらまずいと思うの、私はそう思う。

木村専務 おっしゃることは考えて借りてすむなら皆さんにお金を払わなければいけませんかと今検討してんだけど、それも駄目だというんだったら。

坂元氏 いや、もう出るしかないんです。

木村専務 あそこにいると駐車場の清掃もやってる、毎朝、除雪もこれは商店街からお金もらってないですよ、かり残しあるでしょ、車止まってるって、ああいうやつもやってるんですよ。

坂元氏 それは自分の仕事をきれいにしてるだけでしょ。

木村専務 組合員のためでしょ。

坂元氏 それは退職した人や近くの時間あるおばさんをパートで頼んで

木村専務 まあそうおっしゃるならあそこ出ることを前提に考えます。

坂元氏 組合の私物化

木村専務 いや、お金払ってるんですよ。

坂元氏 なんぼ払ってるんですか。

木村専務 4万何千円。

高橋氏 法律にのっとってやればいいじゃない。家賃についてはこの辺の相場、不動産会社に聞けばわかる。きちんと手続き取って世間一般の常識にあっていれば私は問題ないと思う。それと個人的に組合のために駐車場の除雪やってると、それはまた別の問題で、それは事務局で考えればいいでしょ。事故起きたらどうするの。怪我したらどうするんですか。

理事長 あそこを1万円で誰かに貸すよったって入る奴いないと思う。]

高橋氏 次回予定は

劔物氏 人選って、それはちょっとこっちのほうしてほしいとこですよ。

坂元氏 またこうやって集まってやるということか。

劔物氏 いやそれは全く決まってないです。準備委員会をやるというのも決めてなかったことですし。

坂元氏 それこそ、その札幌のねそういう人たちの話聞いてみてどういう話なのか、できそうなのかそれでちょっと報告してもらって、こっちでも話してそれからどれくらいって決めましょうや。聞くだけ聞いてどのくらいかかるか、人数かかるか、それはその時の話ですよ。そういう段取り取ったらどうですか。

劔物氏 まず当たってみます。

坂元氏 早めに山内さんに連絡してください。

理事長 でも問題点がわからないと弁護士さんに言うのも。

劔物氏 でも大体出てますんで、さっき高橋さんおっしゃってくれたみたいにはっきり言ってそんな専門家いないじゃないかという内容ではありますけど、きちっとした形で終わらせないといけないと思いますので。

坂元氏 ただ相談だけで弁護士と会って話してできるかもしれないし、その時に、いや組合でねみんなで集まってね、頑張ってるやろうかという話になるかも知らん。

劔物氏 それだったら終わりがいいんですよ。裁判に関しては一度きちっとした報告をもって終わらせたいんです。

坂元氏 だから本体のこれも第三者に入ってもらってその辺でいいよ悪いよ、案件これから先もっていける、いろいろねあれできるとでしょ。

劔物氏 諸問題の中に含めればそれはもちろん調査とかはするんですけど、犯人を捜してその人を訴えるとかそういうそういうものではないので、それは別にやるしかないです。そのためにその項目を入れたとすれば、ちょっと記述が足りなかったと思います。

山内氏 たださ、組合の中にさ、目澤弁護士も入ってね、案件もあるんですよ、そういうやつがどういう風に解決してるんだかわかんないですよ私にとっては。

坂元氏 だからね、こういうことも含めて、案件がいっぱいあるんだけど、弁護士さんにできるかどうか山内さんに一回信頼できる弁護士さん見つかったらね、話してもらって、それから進める話じゃないですか。今こうやってぶつぶつしたってね、ダメです、話進まないです。

劔物氏 推進協さんと今回の第三者委員会が話をするとかっていうのは別に何もありません。組合員として何か意見を商店街に言うのは自由ですけど、これはあくまで和解が成立してますから。推進協としてのあれはコンタクトは取れないと思ってください。それははっきり言わせてもらいますけど、組合員としてやるのはそれは自由です。それ自体は和解が成立してると思ってください。やってくことを守るためにやっていますし、組合員さんの意見を聞いてるけど推進協さんと実質同じメンバーであるのであれですけど、本来はこういう話し合い自体も私は反対だったんです、正直を言うと。でも理事長がきちっとした形でしたいということでこういう場を設

けているのでそれはちょっとくみ取ってほしいんですよね。例えばハイやりました、報告しましたで済ますこともできたんです。だからそうすると本当の意味で納得されないだろうということで、なってますんで。それが一番だと思ってますんで。

坂元氏 そういう段取りで進めていけばいいでしょうね。

佐藤氏 進めていきましょうという気持ちで今日も出席させていただいてるし、お話を伺ってますので。

坂元氏 じゃあ、そういうことで。

劔物氏 貴重な時間ありがとうございます。

以上

1時間37分53秒